

鳥取県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 8 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第53号

鳥取県災害対策本部条例の一部を改正する条例

鳥取県災害対策本部条例（昭和37年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条第8項</u> の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条第7項</u> の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。